

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針のフォローアップ結果の概要(案)

1. フォローアップの目的

- (1) 平成23年8月3日に策定した「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する対処方針」(平成23年8月3日IT戦略本部決定)(以下、「対処方針」という。)について、その実施状況を把握することを目的としてフォローアップを実施した。
- (2) 今回のフォローアップでは、対処方針が定められている全36項目について、対処方針のとおり施策が着実に実施されたかどうかについて把握するため、その実施状況について検証を行うとともに、以下の基準に基づき評価を行った。

<評価基準>

- 「S」: 対処方針を踏まえ、検討や論点整理だけでなく、何らかの措置が行われ、事案そのものが既に解決したもの。
「A」: 対処方針を踏まえ、検討や論点整理が行われたが、更なる検討が行われているなど、引き続き何らかの動きが見込まれるもの。
「B」: 対処方針を踏まえ、検討や論点整理が行われていないもの(一部措置済も含む)。
「C」: 対処方針を踏まえ、検討や論点整理が行われたが、結論として当面は特段の措置は行わないとされたもの。
「-」: 「実施済」、「未実施」等の評価ができないもの。

2. フォローアップ結果の概要

- (1) 同一の項目について、複数の府省庁の取り組みが含まれている場合があるため、全36項目を60の取り組みに分類した上で評価を行った結果、「-」(評価不能)が12件(20%)となった。
- (2) 「-」の12件を除くと、「S」評価(実施済・解決済)が1件(2%) 「A」評価(実施済)が25件(52%)、「B」評価(未実施(一部措置済も含む。))が20件(42%)、「C」評価(検討済、未実施)が2件(4%)となり、「A」評価が約5割を占めており、概ね、対処方針に沿って取り組みが推進されていることが確認できた。
- (3) 一方、「B」評価も約4割を占めていることから、対処方針と比較して取り組みが遅れているものも残っている。これらの取り組みについては、その取り組みを推進する上での課題を明らかにするとともに、これらの課題の解決に向け、取り組みを推進していくことが必要である。